



で、十世紀に編纂された法令集『延喜式』では伯耆・美作・備中・備後各國から納めることになつてゐた。一人あたりの貢進は三口と規定されているが、木簡ではいづれも十口単位でまとめて届けられている。個人名が書かれないのでそのためである。天平十八年は七四六年。

## 127

## 番上官の勤務に関連する木簡

(SKハ二〇出土。『平城宮木簡』一、六一九)

(表) □□□□□□  
〔右カ〕  
(裏) □□□□□□

長さ(一六六)■・幅(七)■・厚さ五■ ○八一型式

この木簡は124から126までよりもさらに細く割られており、やはり籠木として二次利用されたものであろう。からうじて四文字が読み取れるが、文脈を推定するまでには至らない。

常勤の役人(長上官)に対し、非常勤の交替勤務する役人を番上官と呼び、個々の勤務単位も番と称する。番替はそうした当番の交替を意味するのである。SKハ二〇の木簡には、交替で勤務についていた兵衛(天皇を守る軍隊)の木簡が多数含まれていることも、この推定を裏付ける。僅か数ミリの残り方の違いで、木簡から読み取れる情報量が大きく左右されるから恐ろしい。

## 133 bさまざまな文字の姿

## 若狭国(?)からの荷札木簡

(SD三一三六出土。『平城宮木簡』二、二八二四)

能登郷栗田荒人調塩三斗

長さ一四四■・幅三〇■・厚さ四■ ○五一型式

〔口カ〕

木簡にはさまざまな字形が現れる。極端な崩し字や続け字がないかわりに、よくみるとと思わぬ字形に出くわすことがある。そこには古代人が共有していた字形(この木簡でいえば、能の旁や荒の亡の部分、呂の口を二つ重ねて書き「ノ」を省く字形など)と、個人の癖による字形(登の頭部分やその下の不要な縦画、塩の旁など)とがあるから話はさらに複雑になる。木簡の文字は、一般的にいつて、情報を伝えるのに支障のない範囲で(私たちには支障になるのだが)、一点一画はそれほど気にせず、全体としてはその文字らしく見えればよいというスタンスで書かれているよう見受けられる。

調塩の荷札であることからみて、能登郷は若狭国三方郡能登郷の可能性が高い。

## 134

## 長屋王邸に仕える青少年への米の支給木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、二八六)

〔物カ〕

(表) 少子十六口米八升 受尾張 □ 〇

〔田カ〕

(裏) 廿一日万呂 □ 〇  
書吏 〇

長さ一七五■・幅二五■・厚さ二■ ○一一型式

長屋王邸で用いられた米支給の伝票木簡の一点。この木簡も、手慣れた筆致で書かれたさまざまな字形の宝庫である。

当時の少には必ず最後に点が付くのだが、真横に向いてしまつてゐる。子の一画めの「ノ」、升の最後の点、ほとんど縦棒のようにみえる万呂など、それだけみたら読めそうもない文字が並ぶ。よくみると字画の足りない文字も結構ある。

戸主栗田公麻呂戸

〔口カ〕

長さ一四四■・幅三〇■・厚さ四■ ○五一型式

# 天平びとの声をきく—地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

## 解説シート 6

### 【第三室】天平びとの声を読む

展示期間 I 二〇一〇年九月二十五日(土)――十月一日(月)

II 一〇月三日(水)――一〇月十五日(月)

III 一〇月二七日(水)――一月七日(日)

#### C形から内容を探る

149 紐を通して束ねて保管した木簡 (SD四七五〇出土。城21-19上)

○政人四口三升受毛人 十二月十七日石角

(長さ一四〇mm・幅二六mm・厚さ五mm ○一一型式)

長屋王家の米支給の伝票木簡の一点。政人(邸内の事務担当者)四人に一人あたり七合五勺(今の三合、米約四五〇グラム)が支給されている。

上端には木簡を束ねて保管する際の紐通しの孔があけられている。文字を避けている様子はなく、また下端のみに穿孔のあるものや両端に穿孔のあるものなど孔の位置はまちまちで、再照合を意図した保管のための孔ではなさそうである。

黒女 年卅七 凡  [屋カ]

(長さ二一八mm・幅二四mm・厚さ二mm ○一九型式)

長屋王邸で働く奴婢の管理に用いられた木簡。凡は瓦の可能性もある。そうであれば長屋王家の瓦工房で従事していたことになるが、木簡の具体的な使用法は不明。

長屋王邸の奴婢の管理の木簡には、個人カードの木簡、名前と続柄を記す歴名木簡、そして140(I期展示)のような個人照合のための画指木簡など、さまざまなタイプの木簡が用いられており、黒女の画指木簡もある(『平城京木簡』一、四二四)。

151 東門のキーホルダーの木簡

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九八八)

150 奴婢の個人カードの木簡2

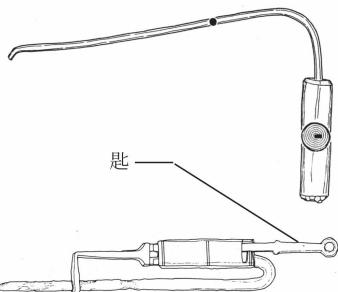
(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四一三)

(表) ○ 東門 鑑  
(裏) ○「東殿門 鑑」

(長さ一七五mm・幅三四mm・厚さ三mm ○一一型式)

東門は左京二条二坊五坪に推定される藤原麻呂邸の東門<sup>か</sup>。鑑は鑑の俗字で、一般に、門<sup>か</sup>を外すためのくるるカギをいう。上端の孔に紐などを通してカギに括り付け紛失を防ぐための木簡で、現代のキー・ホルダーに相当する。

なお、裏面の殿門は、一般的には殿と呼ばれる建物を囲む施設の門をいうが、この木簡の場合は、東門の規模が大きいための呼称かも知れない。



鑑（長岡京跡出土（『木器集成図録近畿古代篇』より）と匙（平城宮跡SD2700出土）

らわからない。船稻も不詳。側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通して順序を固定して保管された。裏面の墨線は、木簡がバラバラになつても順序がわかるように、木簡の裏面に通して引いたものであろう。

なお、この木簡の読みは、科学的保存処理後再釈読によつて改めたものである。

### 153 題籤軸木簡4

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七六二)

#### (表) 五位上 (裏) 故文

長さ(六四) 三・幅二九 三・厚さ六 三 ○六一型式

式部省の勤務評定木簡と共に見つかった題籤軸（見出し付きの文書の軸）の題籤部分。上端を丁寧に丸く削り出しが、軸は中心からややずれた位置にある。五位上は、五位以上、故文は物故者の意味か。五位以上に関しては、式部省は勤務日数と特記事項を整理するだけで、評定を行なわないので、基礎データを整理した文書であろう。

### 154 題籤軸木簡5

(SD五三〇〇出土。『平城宮木簡』三、四九九六)

#### (表) 自左京職來錢□ (裏) 市米直錢帳 〔并カ〕

長さ(五四) 三・幅二〇 三・厚さ三 三 ○六一型式

村合氷守公万呂という、河内国志紀郡に本貫地（戸籍の所在地）がある人物の勤務評定用の個人カードの木簡。村合氷守という姓は他に類例がないが、河内国には氷連という氏族がいたことが知られており（『新撰姓氏録』）、これと関係があるとみられる。去上は昨年度の評価が三等評価の上等であつたことを示す。余白に今年の評価を書き込むようになつてゐるが、この木簡の場合には今年二百十日出勤した彼がどんな評価を受けたのか、残念ながらわからぬ。船稻も不詳。側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通して順序を固定して保管された。裏面の墨線は、木簡がバラバラになつても順序がわかるように、木簡の裏面に通して引いたものであろう。

なお、この木簡の読みは、科学的保存処理後再釈読によつて改めたものである。

左京職から届けられた錢と、市（東西の官市）で米を購入する代價の錢の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸（見出し付きの文書の軸）。軸の根元部分で折れている。藤原麻呂邸で使用されたと考えられるもの。当時藤原麻呂は左右京大夫として、左京職と右京職の長官を兼任していた。

(表)  
去上 従八位下村合氷守公麻呂 年五十四  
河内国志紀郡  
|| 「上日二百十船稻」  
||  
(裏)

長さ一九二 三・幅二〇 三・厚さ一〇 三 ○一五型式

### 152 每年の勤務評定に用いられる個人カードの木簡2

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七九五)

(表)  
去上 従八位下村合氷守公麻呂 年五十四  
河内国志紀郡  
||  
(裏)

### 154 題籤軸木簡5

(SD五三〇〇出土。『平城宮木簡』三、四九九六)

#### (表) 自左京職來錢□ (裏) 市米直錢帳 〔并カ〕

長さ(五四) 三・幅二〇 三・厚さ三 三 ○六一型式

村合氷守公万呂という、河内国志紀郡に本貫地（戸籍の所在地）がある人物の勤務評定用の個人カードの木簡。村合氷守といふ姓は他に類例がないが、河内国には氷連という氏族がいたことが知られており（『新撰姓氏録』）、これと関係があるとみられる。去上は昨年度の評価が三等評価の上等であつたことを示す。余白に今年の評価を書き込むようになつてゐるが、この木簡の場合には今年二百十日出勤した彼がどんな評価を受けたのか、残念ながらわからぬ。船稻も不詳。側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通して順序を固定して保管された。裏面の墨線は、木簡がバラバラになつても順序がわかるように、木簡の裏面に通して引いたものであろう。

なお、この木簡の読みは、科学的保存処理後再釈読によつて改めたものである。

左京職から届けられた錢と、市（東西の官市）で米を購入する代價の錢の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸（見出し付きの文書の軸）。軸の根元部分で折れている。藤原麻呂邸で使用されたと考えられるもの。当時藤原麻呂は左右京大夫として、左京職と右京職の長官を兼任していた。

(SK一一〇一出土。『平城宮木簡』二、一九四七)

(表) 従常宮  
請雜物  
(裏) 二年

長さ(九〇)<sup>■</sup>・幅<sup>一四</sup><sup>■</sup>・厚さ六<sup>■</sup> ○六一型式

内裏の北に位置した内膳司(天皇の食膳の調理や食材の管理を担当する役所)と推定される役所のゴミ穴から見つかった題籤軸(見出し付きの文書の軸)。軸は一部だけ残して折れている。常宮は内裏のことと、内裏から下された品物のリストか。二年は、一緒に見つかった木簡の年代からみて、天平勝宝二年の可能性が高い。すなわち七五〇年にあたる。

156 「封」とのみ書かれた封緘木簡 1

(SD四七五〇出土。城21—36上)

封

長さ(一一一)<sup>■</sup>・幅<sup>二四</sup><sup>■</sup>・厚さ八<sup>■</sup> ○四三型式

これは封緘と呼ぶ木製品で、羽子板状に加工した材を表裏二枚に剥ぎ(完全に二枚にする場合と、細くなる部分の手前で止める場合とがある)間に紙の手紙をはさんで機密性を高めた上で宛先に届けるためのものである。紐を掛けた上から封、印などと墨書きして、開封を防止することが多く、封の文字の上部が切り込み部分で横に白く抜けているのは、その痕跡である。また、宛先や差し出しを書き添える場合もある。外側は丁寧に削つてあるが、内側は剥いだままで加工していない。手紙を挟む際に、滑り止めにもなるのであろう。

(『平城京木簡』三、五〇〇一)

(表)「和泉」  
和泉監「和泉監」「一□詔請道及乃 是」  
(裏)「上」

「漆塗」

天平八年八月廿八日(画雷印)(画雷印)

長さ(一一一)<sup>■</sup>・幅六〇<sup>■</sup>・厚さ一四<sup>■</sup> ○六一型式

和泉監(現在の大坂府西南部)が進上した文書箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書きや墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になつた後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮を管理・運営するための特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わりない。七一六年(靈龜二)に河内国から分立し、七四〇年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

これは二条大路木簡の一点で、二条大路木簡には、和泉監からの蓋の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

## d 科学の力・赤外線の威力

168

越前国からの米の荷札

(SD一七〇〇出土。『平城宮木簡』一、二一九〇)

(表) 越前国坂井郡荒墓郷戸主□□□

(裏) □俵

長さ(一八八)<sup>mm</sup>・幅(二五)<sup>mm</sup>・厚さ(六)<sup>mm</sup> ○五一型式

越前国坂井郡荒墓郷(比定地未詳)から納められた米の荷札である。荒墓は荒泊・荒伯とも書かれる。人名や数量の部分は赤外線を用いても解読が困難である。

169 伊予国からの米の荷札

(SD四七五〇出土。城21-34上)

伊与国湯郡味酒里鴨部小虫俵

長さ(一一一)<sup>mm</sup>・幅(一九)<sup>mm</sup>・厚さ(六)<sup>mm</sup> ○三三型式

伊与国湯郡味酒里からの米の荷札。俵とのみあるがこれも米の荷札であろう。鴨部小虫は貢進者の名。